

復興交付金に係る手続等見直しの概要について

復興交付金の手続等について、市町村等から伺ったご意見を踏まえ、以下の見直しを行う。

I. 復興交付金

1. 書類の簡素化等



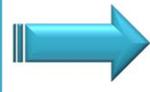
①申請書類の1/3を廃止、②自動計算の導入により、書類作成に係る負担を削減

2. 交付決定前着手の特例



機動的な事業の着手が可能となるよう交付可能額通知前の事業着手に関する特例の創設

3. 交付可能額通知前の調整等に必要な時間の確保



市町村等との調整に十分な時間が確保できるよう申請から通知までの間に十分な時間を確保

II. 復興特区

1. 書類の簡素化等



復興産業集積区域の表示方法について、簡易な手法によることができるのとするとともに、添付する地図を削減

III. 全般

全体を通じて、復興庁・復興局が必要に応じ、直接現地を訪問し、要望の1つ1つを伺って対応するよう徹底する。

また、各省と緊密に調整を行った上で、復興庁・復興局が一元的に対応し、統一された指示を徹底する。